

第16回入善町農業委員会議事録

平成24年11月6日午後1時30分から第16回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 13名

1番 綿利秋	3番 泉征幸	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	10番 舟見友憲
13番 松原二美榮	15番 佐藤一仁	16番 米山義隆	17番 福島信子
18番 若島せつ子			

欠席委員 5名

2番 中島茂樹	9番 眞岩確成	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
14番 高見敏明			

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第52号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。いよいよ寒くなってきました。秋も終わりに近づいております。

さて、先月の19日に農林水産省で、全国農業会議の農業委員会会長などが参加する会議があり、農業委員会会長として参加してまいりました。会議の後、農林水産省の経営局長を囲む会議があり、その会議に私は、人・農地プランの先進地の農業委員会会長ということで招かれました。全国の農業委員会会長の意見を農林水産省がヒアリングをするという趣旨であったかと思えます。その中で、他市町村の農業委員会会長は、耕作放棄地の話をしておられました。私は、もちろん、ブロックローテーションと農地集積協力金の問題を提起しました。

農地集積協力金は、離農農家が地域の中心となる経営体に預ける面積によって、30万円から70万円の協力金が交付される制度です。戸別所得補償制度の加入が要件であり、入善町で実施しているブロックローテーションにより全面転作となった人は、戸別所得補償制度に加入していないために協力金の対象外になる、という現象が危惧されておりました。そこで農林水産省が出した改善策は、過去3年間遡って、

転作割合を算出し、面積割合を乗じて協力金の面積を求めるというものでした。しかしこの改善策には問題があって、従前の要綱で50万円の協力金に該当していたはずの人が、過去の転作割合によっては30万円に下がってしまうこともあります。

入善町のようなところは、国で定められた転作面積を忠実に守り、転作割り当てになった田んぼも真面目に耕作してきたのに、その転作のせいで離農する農家が損をする制度はおかしい、入善町のように真面目に農業政策に従ってきたところを見に来てほしいと経営局長に強く要望しました。すると経営局長が、そういった市町村にはぜひ視察に行かせてほしいということで、担当課が入善町へヒアリングに来ることになりました。意見交換会ということで、町、JAや県などの関係機関を交えて入善町のようなところの意見をぜひ聞いてもらいたいと思っています。

話は変わりますが、本日は、農業委員会終了後、午後2時頃から、富山県農業会議の金岩さんと農地集積アドバイザーの剛田さんに、農業委員研修会を開いていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、本日も集中審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第16回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番佐藤委員と16番米山委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、浦山新〇〇番で、計1筆。現況地目、公簿地目ともに畑、面積は247㎡です。譲渡人は、富山市婦中町長沢〇〇番地の〇〇さん外8名で、譲受人は、入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人である〇〇さん外8名は、当該農地を相続しましたが、県外在住の者が多く、唯一、富山県内に住む〇〇さんも耕作することが困難であるため、当該農地の近くに住む〇〇さんに譲り渡すこととなりました。

続いて申請番号1番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は居住地から1分で、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が26年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、6カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は26,667㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

次に、申請番号2番、農地の所在地は、八幡〇〇、八幡〇〇、八幡〇〇、八幡〇〇、八幡〇〇、八幡〇〇、東五十里〇〇で、計7筆。八幡〇〇のみ、公簿地目は宅地で、現況地目は田、他の筆については、すべて現況地目、公簿地目ともに田、合計面積は17,037.04㎡です。譲渡人は、入善町八幡〇〇番地の〇〇さんと、譲受人は、入善町八幡〇〇番地の〇〇さんです。

〇〇さんと〇〇さんは、親子です。宅地を含めた〇〇さんの所有地を〇〇さんに生前贈与することにしたため、今回の申請となりました。

続いて、3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は400mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は20,418.04㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満た

すと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、眞岩委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

申請番号1番については、私が確認しました。譲渡人の〇〇さん他8名は、今回、農地を相続しました。もともと〇〇さんの母親が畑として耕作している小さな農地で、町外に住む相続人の皆さんには管理が困難な土地です。所有権を移転するのが農地のためにも適当であると考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号2番については、眞岩委員と一緒に私が確認しております。

事務局の説明のとおり、生前贈与するための所有権移転であり、特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

申請番号2番ですが、八幡〇〇は、登記地目が宅地となっています。この土地を所有権移転するのに、農地法3条の許可が必要なのでしょうか。

事務局

八幡〇〇は、現況が田なので農地であり、農地法の制限を受けることとなります。当該農地は、もともと住宅敷地の一部であり、もとは宅地として利用されていましたが、隣接する田を整形した際に田の一部となりました。先月の農業委員会で農用地区域に編入する申請も出されており、認可を受ければ、登記地目も田に変更する予定です。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第52号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は 1 件の申請があります。

申請番号 1 番、申請地は、入善町小摺戸〇〇で、台帳地目、現況地目ともに田で面積は 2,940 ㎡です。譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、新潟県新潟市中央区万代〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇株式会社北陸支店です。転用目的は土砂の仮置場で一時転用であり、契約内容は賃貸借権の設定です。

申請者の〇〇株式会社北陸支店は、平成 23 年 11 月から平成 25 年 11 月までの予定で入善町内の天然ガスパイプライン建設工事を請負っていますが、ガスパイプラインのガス管理設工事の際に発生する土砂の仮置場が必要となったことから、今回の一時転用の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「土砂の仮置きに伴う工事用地としての一時利用」であり、運用通知第 2 の 1 のアの (イ) の c による、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、地元区長、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書および、土地賃貸借契約書（案）も添付されています。

なお、2 年間の工事期間完了後は、農地を原状回復することから、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのない一時的な利用に該当すると判断できるため、農振除外の必要はなく、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1 件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

天然ガスパイプラインについては、先月、バルブステーション敷地の転用が議案になったところですが、その工事の際に出る土砂の仮置き場としての申請です。一時転用であり、工事後は農地に復旧しますので、問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

事務局

補足で説明いたします。このパイプライン関係の配管工事は、新幹線横の農免道路沿いに予定されており、今後 1 年間で、8 km の工事を行う予定です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

佐藤委員

土砂の仮置き場ということですが、掘るのは表土だけですか。

松原委員

地中深くまで掘削します。2 m 掘って、直径約 50 cm のパイプを埋設するそうです。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第52号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第53号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第53号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年11月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は8件の申請があります。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番。柵山〇〇、地目は田、計1筆で面積3,014㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

申請番号2番。柵山〇〇、柵山〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積4,235㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号3番。柵山〇〇、地目は田、計1筆で面積1,264㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号4番。柵山〇〇、地目は田、計1筆で面積790㎡、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん〇〇さん外、借受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号5番。横山〇〇、地目は田、計1筆で面積501㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん〇〇さん外、借受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,000円で期間は10年です。

申請番号6番。野中〇〇、地目は田、計1筆で面積3,026㎡、貸付人は入善町野中〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

続いて更新です。

申請番号7番。道市〇〇、地目は田、計1筆で面積3,725㎡、貸付人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町道市〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり16,700円で期間は5年です。

申請番号8番。野中〇〇、野中〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積5,862㎡、貸付人は入善町野中〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

以上8件の許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者はすべて、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者はすべて、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られて

いるため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、これらの案件はどれも、以前から借受人が耕作していたものであるため、農地集積協力金の対象にはなりません。

以上、新規6件及び更新2件で計8件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

（質問、意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第53号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

事務局より、ご案内があります。

先月もご案内しましたとおり、11月15日の木曜日、午後1時から、とやま自遊館にて、富山県農業委員等研修大会が開催されます。研修事項については、前農林水産審議官である山田修路氏によるTPP関係の講義等です。当日は、役場前からマイクロバスを手配しますので、一緒に現地に向かいたいと思います。よろしく申し上げます。

また、先ほど会長の挨拶の中にもありましたように、農林水産省との意見交換会が入善町で行われます。11月19日を予定しておりますので、来月の農業委員会の際に、結果を報告させていただきます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第16回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、12月3日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後1時55分）